

ふれあいセンターのコピー機について

(受付日：令和7年8月21日)

Q 各ふれあいセンターに設置されているコピー機の性能や料金に差があるため、統一して欲しい。

A 各ふれあいセンターに設置されているコピー機については、市が設置しているものではなく、地域団体の活動や地区だより等の印刷を目的として、各地区の自治会連合会や社会福祉協議会等で構成されるコミュニティ推進協議会が設置し、利用者から各地区で設定された利用料を徴収して運用されているものです。

コピー機の性能や料金については、各地区の実情に応じて、コミュニティ推進協議会が個別に運用を決定しているため、ふれあいセンターごとに差異が生じている状況ですので、ご理解ください。

市民環境部 市民活動課